

## 序．基本構想の概要

### ( 1 ) 目的

わが国の総人口は、平成 19 年(2007 年)をピークに減少するとともに、少子高齢化がその他の先進国に類をみない速さで進行しており、平成 27 年(2015 年)には、国民の 4 人に 1 人(25%)が 65 歳以上の高齢者となる超高齢社会の到来が見込まれています。また、障害者が障害を持たない健常者と同じように社会参加できるといった「ノーマライゼーション」の考え方も広がっています。

そのため、今日では年齢や、障害の有無にかかわらず、だれもが社会や経済への参加を安全・安心・快適に行えるような社会を形成することが求められています。

こうした背景を受けて、我が国においては、平成 12 年(2000 年)11 月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称)交通バリアフリー法が施行されました。それに伴い、各自治体では、市域内の駅及びその周辺の歩行空間において、バリアフリー化の機運が高まっています。

八尾市においても、既に社会現象として人口減少が始まっており、21 世紀半ばまで少子高齢化が進行すると予測されています。それに対して、八尾市では高齢社会に適応した生活システムの創造や高齢者福祉施策などの充実を図るとともに、ノーマライゼーションの考えに基づき、障害者の自立や社会参加の促進を図ることにより、だれもが地域社会の中で支え合いながら暮らしていける環境づくりを進めています。その取り組みとして、駅やその周辺の歩行空間に存在するさまざまなバリア(障壁)を明らかにします。そして、市民・事業者・行政が協働して、バリアの解消に努めていくことにより、バリアのない社会の実現を目指します。

## ( 2 ) 交通バリアフリー法の概要

ここでは、八尾市交通バリアフリー基本構想の策定に関わる「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」の概要について示します。

### 2 - 1 . 経過

平成 1 2 年（2000 年）5 月

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」公布

平成 1 2 年（2000 年）1 1 月

「同法」施行

「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（省令）」施行

「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準（省令）」施行

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則」施行

### 2 - 2 . 法律の趣旨

高齢者の方、身体障害者の方、そのほか妊産婦の方などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、

- 1 ) 駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などのバリアフリー化を推進します。
- 2 ) 駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。

## 2 - 3 . 法律の基本的な仕組み

### : 基本方針の作成

主務大臣が、バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するための「基本方針」を作成します。

### : 交通事業者に対するバリアフリー基準適合義務

交通事業者に対し、駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルを新しく建設する場合、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などを新しく導入する場合に「バリアフリー基準（移動円滑化基準）」への適合を義務づけます。また、既設の旅客施設や車両等についても移動円滑化基準への適合について努力義務が課せられます。

### : 市町村の主導による地域のバリアフリー施策の推進

#### 1) 市町村による基本構想の作成

市町村は、基本方針に基づき、一定規模の駅などの旅客施設（「特定旅客施設（注）」）を中心とした地区（「重点整備地区」）について、駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該重点地区におけるバリアフリー化のための方針、実施する事業などを内容とする「基本構想」を作成することができます。

#### 2) 基本構想に基づく事業の実施

交通事業者、道路管理者及び都道府県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施します。

### : バリアフリー化に関する情報の提供

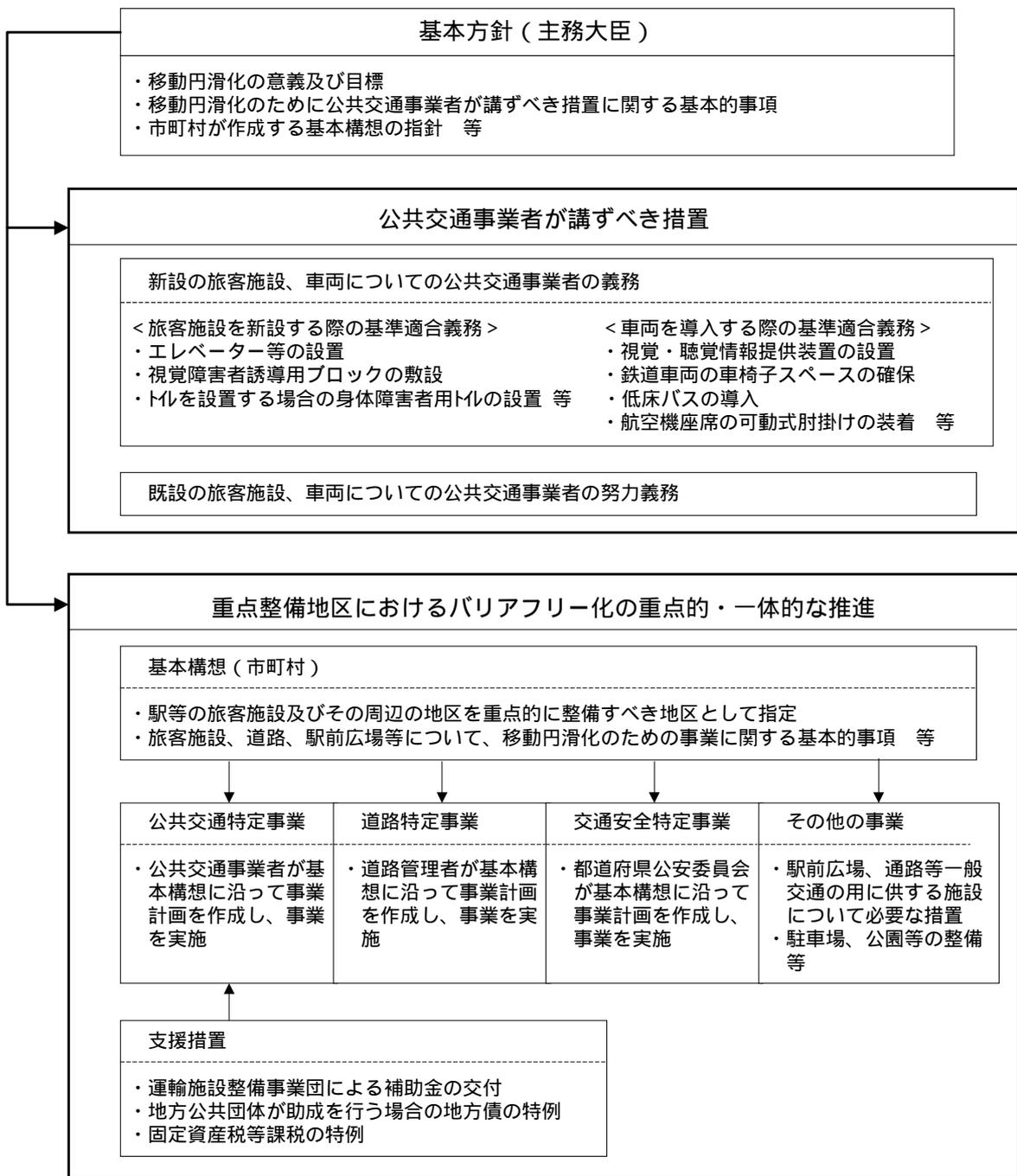
安心して公共交通機関を利用できるよう、駅施設などのバリアフリー化の状況についての情報を提供します。

（注）市町村が基本構想を作成することができる「特定旅客施設」は、次のいずれかの条件をみたく旅客施設です。

ア．一日の利用者数が5,000人以上の旅客施設

イ．当該市町村の高齢化率等の地域の状況からみて、高齢者、身体障害者の利用者数がア．の旅客施設と同程度と認められる旅客施設

ウ．その他、徒歩圏内に当該旅客施設を利用する相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設が存在し、当該旅客施設の利用の状況から、移動円滑化事業を優先的に実施する必要が特に高いと認められる施設



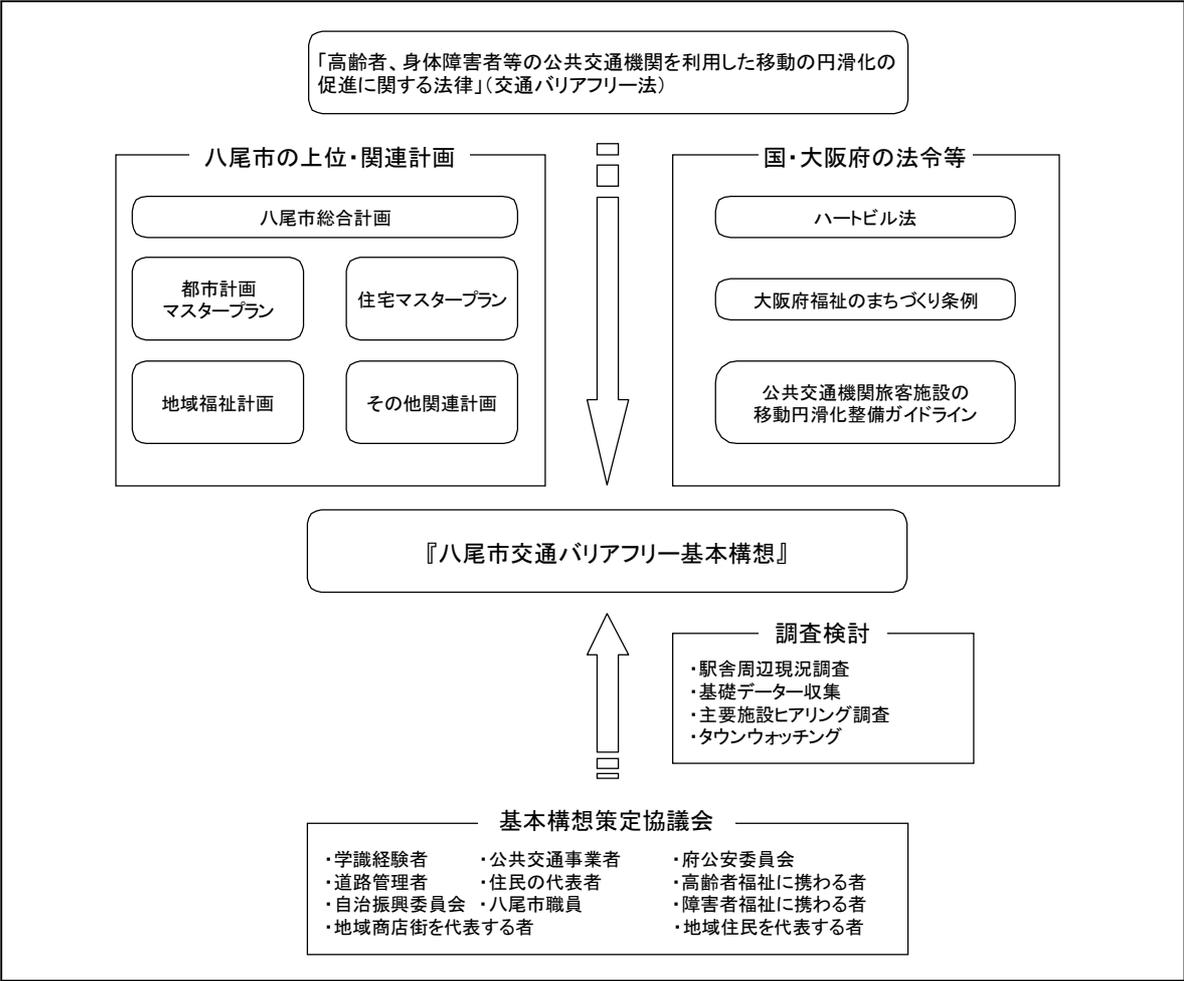
図：交通バリアフリー法の仕組み

**(3) 位置づけ**

本基本構想は、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)に基づいて策定します。基本構想策定にあたり、バリアフリー化の方向性を示す上で、国や府の法令、八尾市の「総合計画」や「都市計画マスタープラン」などの上位・関連計画との整合を図っています。特に、八尾市の都市づくり、まちづくりの羅針盤となる「総合計画」では、市民からの提案を受け、「誰でも心豊かに安心して暮らせるまち」「散歩する距離で豊かに生活できるまち」「誰もが出歩くのが楽しくなるまち」など住みつけたいまちの姿を掲げています。これらを踏まえ、八尾市では市民の視点に立って、バリアフリー化について考えていきます。

一方、策定においては、交通バリアフリー法に定める事業主体である公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、高齢者や障害者などの移動制約者\*、地域商業者の代表、地域住民のほか、アドバイザーとしての学識経験者の協力を得た協働の協議会を設置し、関係者相互の積極的な連携を図りました。しかし、各地域はそれぞれ特性を有することから、八尾市全域を網羅していない面もあり、今後、この点についての充実に努めていきます。

\* ) 移動制約者：自力で移動する際、身体などの障害により何らかの制約を受ける者。

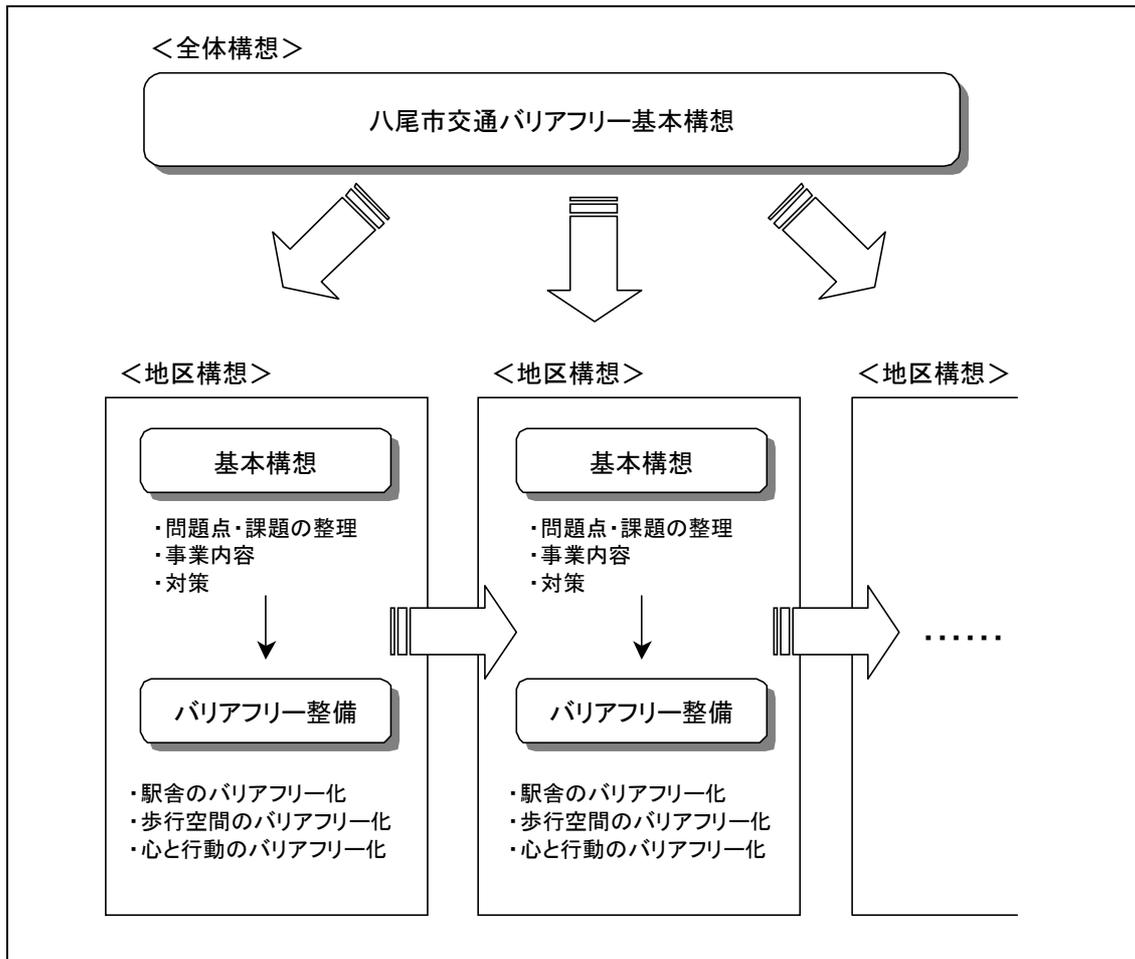


図：基本構想の位置づけ

**( 4 ) 構成**

本基本構想は、八尾市としてのバリアフリーの方向性や、交通バリアフリーの実現に向けた方針などを示す「全体構想」と、それぞれの地区ごとの問題点や課題などの整理、事業内容、対策などを示す「地区構想」の2段階で構成しています。

また、八尾市では今後も基本構想（地区構想）の策定について調査及び検討を行い、段階的かつ継続的にバリアフリー化を推進していくこととします。



図：基本構想の構成

**( 5 ) 整備目標年次**

本基本構想に掲げるバリアフリー化整備事業については、八尾市の将来を見据えるとともに、交通バリアフリー法における目標年次に鑑み、概ね平成22年（2010年）を目標年次とします。